

住所変更などの手続きをされる方へ

春の引越しシーズンは、

市民課窓口が混雑します

例年、転入・転出・転居などの住所変更が多くなる3月下旬から4月上旬にかけて市民課窓口が大変込み合います。業務の迅速化に努めていますが、混雑時には手続きに時間がかかり、お待たせすることがあります。皆さんには大変ご迷惑をおかけしますが、ご了承ください。

混雑が予想される日時や、手続きのポイントなどをお知らせしますので参考にしてください。

1. 窓口の開設時間

月曜日～金曜日（祝日除く）8時30分～17時15分

2. 混雑が予想される日時

・3月下旬から4月上旬
・月曜日および祝日明け
・11時～14時ごろ

3. 比較的窓口が空いている日時

・火曜日～木曜日
・8時30分～10時ごろ、
15時ごろ～17時ごろ

4. 「本人確認資料」を持参してください

個人情報保護の不正取得や虚偽の手続きを防ぐため、住所変更や住民票・戸籍記録事項証明書（謄抄本）の交付申請の際には、次の「本人確認資料」で本人確認を行っています。皆さんの個人情報を守るためのものです。ご協力をお願いします。

【本人確認資料】

▼顔写真付きの官公署発行の書類を1点

（例）運転免許証、顔写真付きの住基カード、個人番号カード、旅券、在留カードおよび特別永住者証明書など

▼右の書類がない場合は、

次の書類を2点

（例）健康保険証、介護保険証、年金手帳、年金証

書、顔写真なしの住基カード、学生証など

5. 転入・転居の際は「個人番号カード」または「通知カード」を持参してください

個人番号カードまたは通知カードに転入・転居後の新住所を記載します。住所変更される方全員の個人番号カードまたは通知カードを持参してください。

6. 印鑑登録証明書（印鑑証明）の発行には印鑑登録証が必要です

印鑑証明の発行には「印鑑登録証」が必要ですので、必ず持参してください。

7. お近くの窓口をご利用ください

住所変更や印鑑登録・住民票等の発行などは、本庁・支所いずれの窓口でも対応できます。お近くの窓口をご利用ください。

また、住基カードをお持ちの方は、住民票（同一世帯全て）と印鑑証明（本人のみ）は、市役所本庁1階に設置している証明書自動交付機で取得できますので、ご利用ください。

*ご不明な点は、あらかじめお問い合わせのうえ、お出かけください。

土日窓口サービスでは、転入・転出・転居などの住所変更手続き、印鑑の登録は行っていません。

おたずね

市民課	☎21-2211
平田支所	☎63-5565
佐田支所	☎84-0115
多伎支所	☎86-3116
湖陵支所	☎43-1214
大社支所	☎53-3115
斐川支所	☎73-9100
市民福祉課	
市民サービス課	
市民サービス課	
市民サービス課	
市民サービス課	
市民生活課	